

和子牛生産者臨時経営支援事業実施要綱

令和5年1月13日付け4農畜機第5450号

肉用牛繁殖経営は、子牛出荷までの生産期間が長いため、資本回転率が低く多額の運転資金を必要とし、子牛価格の変動の影響を受けやすいという特徴を有している。令和4年5月に急落した子牛価格は回復傾向にあるものの、価格が堅調に推移するまでの間、和子牛生産者のセーフティネットを臨時的に措置し、肉用子牛生産基盤の安定を図る必要がある。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、和子牛の取引価格の平均価格が発動基準価格を下回った場合に差額の一部を補てんする事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、第2の1及び2にあつては肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号。以下「特措法」という。）第6条第1項の指定を受けた都道府県肉用子牛価格安定基金協会（以下「指定協会」という。）、第2の3にあつては一般社団法人全国肉用牛振興基金協会（以下「全国協会」という。）とする。

第2 事業の内容

この事業の内容は、次のとおりとする。

1 和子牛生産者臨時経営支援対策

指定協会は、和子牛（黒毛和種、褐毛和種、無角和種及び日本短角種の肉用子牛（これらの品種間の交雑種の牛を含む。）をいう。以下同じ。）のうち、次の（1）、（2）又は（3）の平均価格が第3の4に定める発動基準価格を下回った場合に、販売された和子牛を対象として、和子牛生産者臨時経営支援交付金（以下「支援交付金」という。）を交付するものとする。

（1）黒毛和種については、別表1のブロック別の家畜市場における取引価格の平均価格（以下「ブロック別平均価格」という。）

（2）褐毛和種については、全国の家畜市場における取引価格の平均価格（以下「全国平

均価格」という。)

(3) 黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種（以下「その他の肉専用種」という。）については、全国の家畜市場における取引価格の平均価格（以下「年平均価格」という。）

2 和子牛生産者臨時経営支援対策地域推進事業

指定協会は、1の事業を円滑に実施するための推進会議の開催、助言指導等を行うものとする。

3 和子牛生産者臨時経営支援対策推進事業

全国協会は、1の事業の円滑な推進を図るために必要な全国会議の開催、指定協会及び和子牛生産者等に対する調査及びシステム開発並びに推進指導等を行うものとする。

第3 事業の要件

1 交付対象者

第2の1に定める支援交付金の交付対象となる和子牛生産者は、指定協会と特措法第6条第1項に規定する生産者補給金交付契約を締結している者とする。

2 交付対象子牛

第2の1に定める支援交付金の交付対象となる和子牛は、特措法第6条第1項に規定する生産者補給金交付契約に係る肉用子牛であって、指定協会が「肉用子牛生産者補給金制度の運用について」（平成元年12月21日付け元畜A第3463号農林水産省畜産局長通達。以下「運用通達」という。）第2の4の規定に基づき販売したことを確認した和子牛とする。また、その品種区分については、「肉用子牛生産安定等特別措置法の施行について」（平成元年12月21日付け元畜A第3462号農林水産事務次官依命通達。以下「施行通達」という。）第3の2の(3)のア、イ及びウに規定する肉用子牛（肉専用種間の交雑種の牛の取扱いについては、運用通達第2の8のなお書の規定を準用する。）とする。

3 平均価格及び支援交付金の単価

(1) 平均価格の算出方法

平均価格のうち、ブロック別平均価格及び全国平均価格の算出の単位となる期間は、令和5年1月1日から同年12月31日までの間の各四半期とし、年平均価格の算出の単位となる期間は、令和5年1月1日から同年12月31日までの年間とする。

(2) 支援交付金の単価

支援交付金の単価（以下「交付金単価」という。）については、4に定める発動基準価格と平均価格（ただし、平均価格が特措法第5条第1項に規定する保証基準価格（以下「保証基準価格」という。）を下回る場合は保証基準価格）の差額に4分の3を乗じて得た額とする。その場合、金額に百円を満たない端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 平均価格及び交付金単価の公表

和子牛の取引価格の平均価格は、農林水産省畜産局食肉鶏卵課から提供されたデータにより、機構が公表するものとする。また、当該平均価格が4の発動基準価格を下回った場合には、交付金単価も併せて機構が公表するものとする。

4 発動基準価格

2に定める品種区分ごとの発動基準価格は、次のとおりとする。

- (1) 黒毛和種にあつては60万円
- (2) 褐毛和種にあつては55万円
- (3) その他の肉専用種にあつては35万円

5 支援交付金の算出

指定協会は、黒毛和種及び褐毛和種について四半期ごとに、その他肉専用種について年間で、それぞれ対象子牛の品種区分別の1頭当たりの3の(2)に定める交付金単価に対象子牛の頭数を乗じて得られた額を事業参加者別に合計することにより、支援交付金を算出し、事業参加者に交付するものとする。

第4 事業の実施

1 事業参加申込書の作成

第2の1の事業に参加しようとする和子牛生産者は、別紙様式第1号の事業参加申込書を作成し、指定協会に提出するものとする。

なお、事業参加申込書には、和子牛生産に係る合理化努力を促すため、出荷月齢の短縮等の取組を併せて記載するものとする。

2 事業の委託

指定協会は、施行通達第3の5の(7)の農業協同組合、農業協同組合連合会その他都道府県知事の承認を受けたもの(以下「農協等」という。)に、第2の2に定める事務の一部を委託して実施することができるものとする。この場合、指定協会は農協等と委託契約を締結するものとする。

第5 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表2に定める補助対象経費及び補助率により、事業実施主体が第2に規定する事業を実施するのに要する経費について補助するものとする。

第6 補助金交付の手續等

1 補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長(以下「理事長」という。)が別に定める期日までに別紙様式第2号の和子牛生産者臨時経営支援事業補助金交付申請書及び概算払請求書(以下「補助金交付申請書等」という。)を理事長に提出するものとする。また、指定協会は、当該補助金交付申請

書等の写しを都道府県知事に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる内容の変更をしようとする場合には、別紙様式第3号の和子牛生産者臨時経営支援事業補助金交付変更承認申請書及び概算払請求書（以下「補助金交付変更承認申請書等」という。）を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。また、指定協会は、当該補助金交付変更承認申請書等の写しを都道府県知事に提出するものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合には、交付決定額を限度として、補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第2号の補助金交付申請書等又は別紙様式第3号の補助金交付変更承認申請書等を理事長に提出するものとする。

第7 事業の実績報告

事業実施主体は、事業が完了した日から起算して1ヵ月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、別紙様式第4号の和子牛生産者臨時経営支援事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）を理事長に提出するものとする。また、指定協会は、当該実績報告書の写しを都道府県知事に提出するものとする。

ただし、事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して1ヵ月を経過した日までとする。

第8 消費税及び地方消費税の取扱い

1 補助金交付申請書提出時の取扱い

事業実施主体は、機構に対して第6の1の補助金交付申請書等を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書等の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

2 事業実績等の報告時の取扱い

事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、第7に係る事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 消費税等相当額が確定した場合の取扱い

事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、第7に係る事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第5号の和子牛生産者臨時経営支援事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第9 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和4年度から令和5年度までとする。

第10 事業の推進指導等

- 1 指定協会は、都道府県及び機構の指導の下、農協等との連携に努めるとともに、この事業の趣旨を肉用子牛生産者に周知徹底し、この事業の適正かつ円滑な推進を図るものとする。
- 2 都道府県知事は、この事業の適正かつ円滑な推進を図るため、指定協会及び事業に参加する肉用子牛生産者等に対する指導その他必要な支援に努めるものとする。
- 3 全国協会は、農林水産省及び機構の指導の下、指定協会との連携に努め、この事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

第11 帳簿等の整備保管

事業実施主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業を完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

第12 調査及び報告

機構は、この要綱に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて、事業実施主体に対し調査し、又は報告を求め、若しくは指導することができるものとする。

第13 その他

この事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、理事長が別に定めるところによる。

附 則（令和5年1月13日付け4農畜機第5450号）
この要綱は、令和5年1月13日から施行し、令和5年1月1日から適用する。

別表1 ブロック別平均価格の集計対象地域

ブロック名	都道府県名	備考
北海道	北海道	1道
東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県	6県
本州 関東以西・四国	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県	1都2府 29県
九州・沖縄	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県	8県

別表2

事業の種類	補助対象経費	補助単価・率
1 和子牛生産者臨時経営支援対策	指定協会が、交付対象者に対して支援交付金を交付するのに要する経費	定 額
2 和子牛生産者臨時経営支援対策 地域推進事業	指定協会が、次に掲げる事業を実施するのに要する経費 (1) 1の事業を実施するために開催する推進会議等の開催 (2) 事業の円滑な実施を図るために必要な和子牛生産者等に対する調査、指導、現地確認等	定 額 定 額
3 和子牛生産者臨時経営支援対策 推進事業	全国協会が、次に掲げる事業を実施するのに要する経費 (1) 1の事業を円滑に実施するために開催する全国会議等の開催 (2) 事業の円滑な推進を図るために必要な指定協会及び和子牛生産者等に対する調査、システム開発並びに推進指導等	定 額 定 額